

29 監査報告第10号
平成30年3月29日

千葉市議会議長 小松崎 文嘉 様
千葉市長 熊谷 俊人 様

千葉市監査委員 清水 謙 司
同 宮 原 清 貴
同 川 合 隆 史
同 宇留間 又衛門

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

第 2 期財政援助団体等監査結果報告

第 1 監査の対象

1 出資団体

- (1) 公益財団法人 千葉市スポーツ振興財団（市民局生活文化スポーツ部）

2 財政援助団体

- (1) 千葉市防犯協会連合会（市民局市民自治推進部）
千葉市防犯協会連合会運営補助金
- (2) 公益財団法人 千葉市スポーツ振興財団（市民局生活文化スポーツ部）
公益財団法人千葉市スポーツ振興財団運営補助金
（人件費及び運営管理費、スポーツ振興事業、海洋思想普及事業）

3 公の施設の指定管理者

- (1) シンコーススポーツ株式会社（市民局市民自治推進部）
千葉市中央コミュニティセンター（松波分室を含む）
- (2) 公益財団法人 千葉市スポーツ振興財団（市民局生活文化スポーツ部）
千葉ポートアリーナ

第 2 監査の範囲

1 出資団体

平成 28 年度に執行した事業運営に係る出納その他の事務

2 財政援助団体

平成 28 年度の市からの財政的援助に係る出納その他の事務

3 公の施設の指定管理者

平成 28 年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務

第 3 監査の期間

平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 3 月 28 日まで

第 4 重点項目

1 出資団体

- (1) 事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 決算諸表等は適正に作成されているか。
- (3) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (4) 会計経理、財産管理は適切か。
- (5) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

2 財政援助団体

- (1) 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。
- (2) 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。
- (3) 補助金の経理が適正になされているか。

3 公の施設の指定管理者

- (1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。

第5 監査の着眼点

上記の重点項目を踏まえ、主な着眼点を次のとおり設定した。

1 出資団体

項 目	着 眼 点
1 事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか。	(1) 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (2) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
2 決算諸表等は適正に作成されているか。	(1) 事業成績は適正に決算諸表等に表示されているか。 (2) 財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
3 経営成績及び財政状態は良好か。	(1) 経営成績及び財政状態は良好か。
4 会計経理、財産管理は適切か。	(1) 会計経理、財産管理は適切か。 (2) 出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。 (3) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
5 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。	(1) 資金の運用は適切か。 (2) 経費削減は図られているか。
6 備考	・上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

2 財政援助団体

項 目	着 眼 点
1 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。	(1) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。 (2) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
2 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。	(1) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行なわれているか。 (2) 交付申請書、実績報告書等の記載内容は適切か。

3 補助金の経理が適正になされているか。	(1) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。 (2) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 (3) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。 (4) 会計上の責任体制が確立されているか。
4 備考	・上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

3 公の施設の指定管理者

項 目	着 眼 点
1 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。	(1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。 (2) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (3) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。 (4) 施設の使用許可、使用の制限等に関する業務が適正に行われているか。 (5) 利用料金又は使用料の収納は適正に行われているか。
2 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。	(1) 事業計画書及び収支予算書は適正に作成されているか。 (2) 個人情報の管理は適正に行われているか。 (3) 事業報告書及び収支決算書は適正に作成されているか。 (4) 利益の還元は適正に行われているか。
3 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。	(1) 備品管理は適正に行われているか。 (2) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。 (3) 他の事業との会計区分は明確になっているか。 (4) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。 (5) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
4 備考	・上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

第6 監査の主な実施内容

監査は、千葉市監査執行規程に基づき実施した。

監査に当たっては、関係書類を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

第7 監査の日程

日 付	内 容	
平成29年 6月 1日	監査実施通知	
平成29年11月21日	概況説明の聴取	平成29年度 第15回監査委員会議
平成30年 3月20日	復命及び品質管理に係る評価	平成29年度 第19回監査委員会議

第8 監査の結果

対象団体の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

1 指摘事項

(1) 財政援助団体

ア 公益財団法人 千葉市スポーツ振興財団

(ア) 補助金の交付条件を遵守すべきもの

公益財団法人千葉市スポーツ振興財団運営補助金交付決定通知書によると、「補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。」との交付条件が附されている。

しかしながら、補助事業者は、市長の承認を受けることなく遂行計画の変更に伴う経費の配分の変更を行っていた。

補助事業者は、補助金の交付条件を遵守し、事務処理を適正に行われたい。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 公益財団法人 千葉市スポーツ振興財団

(ア) 個別修繕の手続きを適正に行うべきもの

千葉ポートアリーナの管理に関する基本協定書第35条第2項によると、指定管理者は、維持管理計画に記載されていない管理施設の修繕で費用の支出が見込まれるもの（以下「個別修繕」という。）を実施する必要がある場合は、その旨を速やかに市に通知するものとする。とされ、同条第6項によると、指定管理者は個別修繕を実施したときは、当該個別修繕の結果について、これを完了した日から10日以内に、個別修繕実施報告書を市に提出して報告するものとする。とされている。

しかしながら、指定管理者は個別修繕を実施していたが、基本協定に基づく通知及び個別修繕実施報告書の提出を行っていなかった。

指定管理者は、基本協定書に基づき個別修繕の通知等の手続を適正に行われたい。

参考：監査対象団体の概要

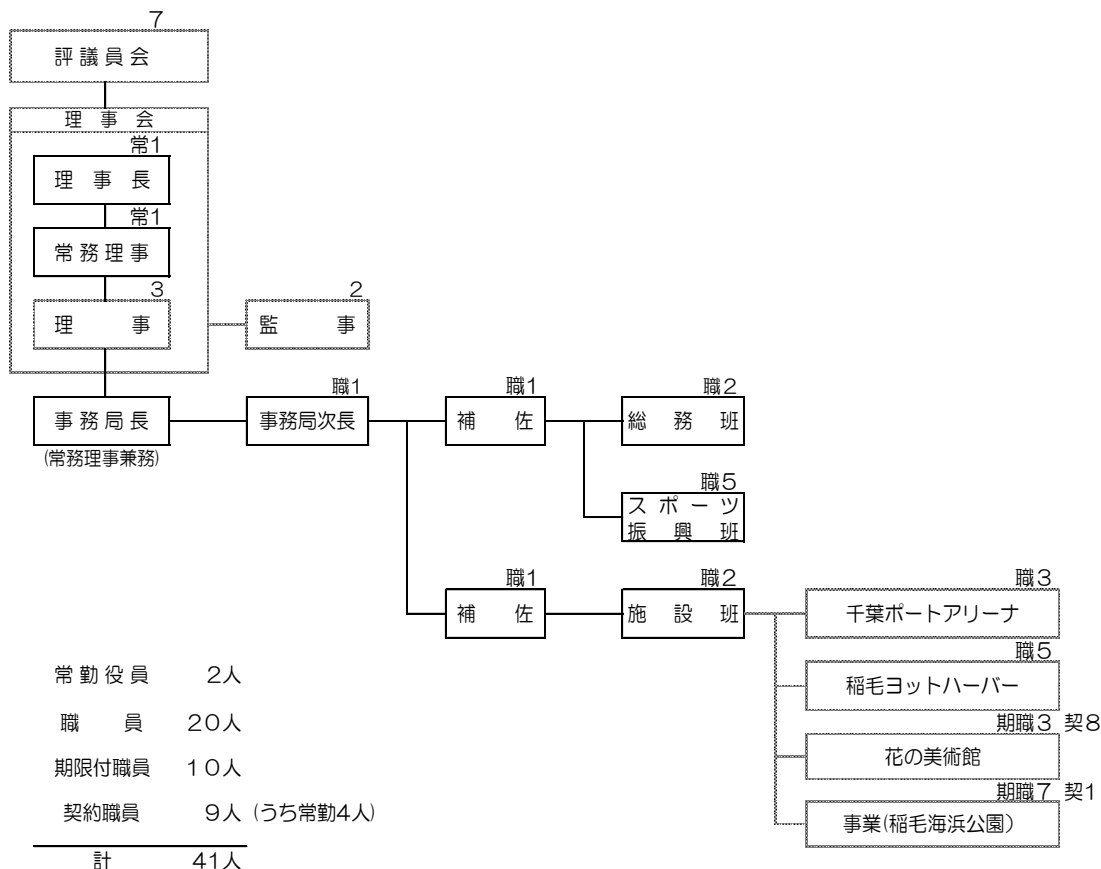
1 出資団体

(1) 公益財団法人 千葉市スポーツ振興財団

- ア 設立年月日 平成3年2月1日（平成24年4月1日公益財団法人移行）
- イ 設立目的 市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及振興に関する事業及びスポーツ・レクリエーションを通じた地域のコミュニティづくりの支援を行うことにより、市民の健全な心身の発達と、明るく豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- ウ 所在地 千葉市中央区問屋町1番20号
- エ 代表者 理事長 石井 忍
- オ 基本財産 220,000千円（千葉市出捐額200,000千円）
- カ 事業内容

- （ア）市民スポーツの普及振興及び地域のコミュニティづくりの支援事業
- （イ）海洋スポーツの普及振興及び地域のコミュニティづくりの支援事業
- （ウ）スポーツ施設の管理運営に伴う収益事業
- （エ）海洋スポーツ施設の管理運営に伴う収益事業

キ 組織及び職員内訳（平成29年10月1日現在）



※花の美術館、事業（稲毛海浜公園）は29年4月1日よりみどりの協会から引き継ぎ

ク 財務諸表

(ア) 経営成績

損益計算書（正味財産増減計算書）

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

（単位：千円）

科目	平成28年度	平成27年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
經常収益	506,766	505,173	1,593
經常費用	485,455	507,805	△ 22,350
当期經常増減額	21,310	△ 2,633	23,943
經常外増減の部	0	0	0
当期一般正味財産増減額	21,310	△ 2,633	23,943
一般正味財産期首残高	279,710	282,343	△ 2,633
一般正味財産期末残高	301,020	279,710	21,310
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	△ 3,322	△ 4,699	1,377
指定正味財産期首残高	265,230	269,929	△ 4,699
指定正味財産期末残高	261,909	265,230	△ 3,322
III 正味財産期末残高	562,929	544,940	17,988

(イ) 財政状態

貸 借 対 照 表

（平成29年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	平成28年度	平成27年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産	350,029	310,590	39,439
2 固定資産小計	521,792	511,398	10,393
2－1 基本財産	220,000	220,000	0
2－2 特定資産	292,699	283,248	9,451
2－3 その他固定資産	9,093	8,150	942
資産合計	871,820	821,988	49,832
II 負債の部			
1 流動負債	73,757	54,468	19,289
2 固定負債	235,135	222,579	12,555
負債合計	308,892	277,048	31,844
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	261,909	265,230	△ 3,322
2 一般正味財産	301,020	279,710	21,310
正味財産合計	562,929	544,940	17,988
負債及び正味財産合計	871,820	821,988	49,832

2 財政援助団体

(1) 千葉県防犯協会連合会

- ア 設立年月日 平成10年11月6日
- イ 設立目的 千葉市内各警察署管内防犯協会（以下「単位防犯協会」という。）の連合体として、犯罪のない明るく住みやすい千葉市をつくるため単位防犯協会との連携強化を図り、市域一体となった活動を推進することを目的とする。
- ウ 所在地 千葉市中央区都町1丁目1番30号
- エ 代表者 会長 宮葉 富繁
- オ 事業内容
- （ア）単位防犯協会等との連絡調整
 - （イ）防犯意識の普及啓発
 - （ウ）防犯功労者の表彰
- カ 対象補助金 千葉市防犯協会連合会運営補助金
5,500,000円

(2) 公益財団法人 千葉市スポーツ振興財団

- ア 団体概要 団体概要については、1－(1)参照
- イ 対象補助金 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団運営補助金
174,515,280円

3 公の施設の指定管理者

(1) シンコーススポーツ株式会社

ア 団体概要

(ア) 所在地 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号

(イ) 代表者 代表取締役 石崎 克己

イ 公の施設名 千葉市中央コミュニティセンター（松波分室を含む）

ウ 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日

エ 指定管理委託料 32,078,000円

オ 施設の概要

(ア) 千葉市中央コミュニティセンター

（千葉中央コミュニティセンターの4階・5階・6階部分）

区 分	概 要
施 設 規 模	敷地面積： 7,384.58㎡ 延床面積： 51,801.61㎡ うち中央コミュニティセンター専有面積 7,475.15㎡
施 設 構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下3階 地上10階
施 設 概 要	4階 ロビー、柔道場、剣道場、プール（ろ過機、ろ過機ポンプ、シャワー給湯機等のプール設備含む）、事務室、倉庫 5階 ロビー、集会室、サークル室1・2、講習室1～3、美術・視聴覚室、料理実習室1、茶室1、多目的室、幼児室、音楽室1、倉庫 6階 ロビー、サークル室3～7、講習室4・5、図書室、料理実習室2、和室、茶室2、語学練習室、ホール、音楽室2、体育館、倉庫
駐 車 場	専用駐車場なし
開 館 時 間	図書室 午前9時～午後5時 （土曜日は午前9時～午後6時） 上記以外の施設 午前9時～午後9時
休 館 日	年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで） 臨時休館（施設点検等）
施 設 の 特 徴	1 複合ビル（千葉中央コミュニティセンター）の4～6階の一部を専有している。 2 プール、柔道場、剣道場など他のコミュニティセンターにはないスポーツ施設を有している。

(イ) 松波分室

区 分	概 要
施 設 規 模	敷地面積： 1,414.00㎡ 延床面積： 298.52㎡

施 設 構 造	(母屋) 鉄筋コンクリート造地下1階 木造2階建 (茶室) 木造平屋建
施 設 概 要	(母屋) 1階：ロビー、和室1、倉庫 2階：和室2・3、会議室、倉庫 地下1階：倉庫 (その他) 茶室、待合室、庭園
駐 車 場	8台収容可能(敷地内2台、敷地外6台)
開 館 時 間	午前9時～午後5時15分
休 館 日	年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで) 臨時休館(施設点検等)
施 設 の 特 徴	寄贈された個人の邸宅を活用した施設で、庭木・庭石などが配置された庭園を有している。

カ 管理業務等の概要

(ア) 指定管理業務

区 分	内 容
施 設 運 営 業 務	施設貸出業務、プール運営業務、市からの事業実施受託業務(コミュニティまつりの開催、スポーツ施設の無料開放、絵本の読み聞かせ・おはなし会等の実施)、利用者支援、ロビーでの新聞の提供、施設の利用促進の方策、災害時の避難者の受入
施設維持管理業務	建築物保守管理業務、清掃業務、建築設備機器管理業務、プール設備維持管理業務、備品管理業務、庭園維持管理業務(松波分室のみ)、外構施設維持管理業務(松波分室のみ)、環境衛生管理業務、駐車(駐輪)場管理業務(松波分室のみ)、保安警備業務、施設修繕
経 営 管 理 業 務	事業計画書作成業務、事業報告書作成業務、事業評価業務、関係機関との連絡調整業務、指定期間終了時の引継業務、利用者意見等の把握・対応

(イ) 自主事業

区 分	内 容
教 室 等	スポーツ・健康づくり等のための各種教室の開催業務等

(2) 公益財団法人 千葉市スポーツ振興財団

- ア 団体概要 団体概要については、1－(1) 参照
- イ 公の施設名 千葉ポートアリーナ
- ウ 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日
- エ 指定管理委託料 163,871,187円
- オ 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	敷地(施設)面積 15,994.83㎡ 延べ床面積 19,509.02㎡
施 設 構 造	地下2階地上3階建、塔屋1階 鉄骨・鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート造)
施 設 概 要	メインアリーナ 2,730㎡ (1) 観客収容人数 固定席4,380席、ロールバックチェア(電動式椅子付移動観覧席)616席(308席×2基)、仮設席(スタッキングチェア)2,500席、車椅子用スペース8席 (2) 主な用途 バスケットボール(3面)、バレーボール(3面)、バドミントン(12面)、卓球(42面)、柔道、剣道、体操競技等、また、コンサートや公演会、物品の展示販売などでの利用が可能。 (3) 主要設備等 各種競技用具、舞台装置、大型映像装置、放送設備、火災用自動放水銃 他
施 設 概 要	サブアリーナ 769.6㎡ (1) 観客者収容人数 ロールバックチェア(椅子付移動観覧席)140席 (2) 主な用途 バスケットボール(1面)、バレーボール(1面)、バドミントン(4面)、卓球(12面)等、また小規模な展示会、物品販売などでの利用が可能。 (3) 主要設備等 各種競技用具、放送設備 他
	トレーニング室(1) 259.2㎡ (1) 主要設備等 トレーニング機器(35機種40台) 他
	トレーニング室(2) 116㎡ (1) 主な用途 エアロビクス、バレエ、ダンス等 (2) 主要設備等 鏡、放送設備 他
	体力測定室 134.4㎡ (1) 主要設備等 体力測定器具(15機種15台) 他
	幼児体育室 70.8㎡ (1) 主要設備等 各種遊具 他

	その他諸室 選手控室、更衣室、シャワー室、トイレ、事務室 他
	地下施設 中央監視室、機械室、電気室、倉庫、ファンルーム 他
施 設 の 特 徴	(1) メインアリーナは、国際的・全国的なスポーツイベントや各種文化イベントの開催が可能な高水準の設備を備えた施設である。 (2) サブアリーナでは、市民が誰でも利用できるスポーツ活動の場として活用が可能である。 (3) トレーニング室(1)には、各種トレーニング機器を整備するとともに、体力測定室には、各種測定機器を設置し、市民の健康・体力づくりの場として活用が可能である。 (4) トレーニング室(2)では、エアロビクス、バレエ、ダンスなどの利用が可能である。 (5) 2階共用スペースは、スポーツ情報の発信やコミュニティ活動の支援等の場として活用が可能である。 (6) 3階部分には諸室や会議室、倉庫等があり、事務所機能として活用が可能である。 (7) 千葉県地域防災計画による避難場所・避難所及び集積場所として指定されている。 (8) 本施設には、専用駐車場はない。ただし、三菱UFJ信託銀行株式会社が管理する地下駐車場(地下1階及び地下2階)を有料で使うことができる。
休 館 日 等	休 館 日：年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)、保守点検日原則第2月曜日 開館時間：午前9時～午後9時

カ 管理業務等の概要

(ア) 指定管理業務

区 分	内 容
施設運営業務	施設の利用受付業務、使用許可及び行為許可業務、付属設備・備品等の貸出等
維持管理業務	施設の点検、保守、修繕等 ア 建築物維持管理業務 イ 建築設備維持管理業務 ウ 什器・備品・リース物件維持管理業務 エ 植栽維持管理業務 オ 外構施設維持管理業務 カ 清掃業務 キ 環境衛生管理業務 ク 保安警備業務

(イ) 自主事業

区 分	内 容
教室・イベント等	教室・イベントの開催、スポーツ&コミュニティコーナー事業、物販、その他（コピー・FAX送受信サービス）